

石田研究奨励賞基金運営会規約

- 第1条（目的） この会は石田研究奨励賞基金の適切な運営を行うことを目的とする。
- 第2条（名称） この会を石田研究奨励賞基金運営会とする。
- 第3条（所在地） 久留米市御井町1635 久留米大学文学部 心理学科内に置く。
- 第4条（会員の資格） この会の会員は九州心理学会理事とする。
- 第5条（設立年月日） 平成 21年 12月 5日
- 第6条（役員） この会に次の役員をおく。代表 1名，副代表 1名。
なお，代表は九州心理学会事務局長，副代表は年次大会会長とする。
- 第7条（代表） 代表は会を代表し，運営する。副代表は代表を補佐し，代表が欠員の時は代表の職務を遂行する。
- 第8条（運営） 会は通常，九州心理学会の理事会開催のおり，併せて開催されるが，必要に応じて運営会議を開催できる。議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 第9条（会費） 会費は徴収しない。
- 第10条（寄付の受け入れ） 石田研究奨励賞基金の趣旨に賛同する者からの寄付があれば，本基金に加えることができる。
- 第11条（規約改正） この規約は過半数の同意をもって改正することができる。

付則

本規約は、2018年12月2日から施行する。